

安全データシート

| 1. 化学品及び会社情報 | |
|--------------------------------------|---|
| 化学品の名称 | ExpressPlus PAGE Gel, 10×8, 4-20%, 15wells (20gels) |
| コンポーネント名 | ExpressPlus PAGE Gel |
| 商品コード | GSC社 商品コード:M42015 |
| 供給者の会社名称 | フナコシ株式会社 |
| 住所 | 東京都文京区本郷2-9-7 |
| 担当部門 | コンプライアンス管理部 |
| 電話番号 | 03-5684-5107 |
| FAX番号 | 03-5802-5218 |
| 推奨用途及び使用上の制限 | 研究用試薬 |
| 整理番号 | OTH0115V03 (2024/4/1) |
| 2. 危険有害性の要約(以下、SDSは単一物質としての評価に基づき作成) | |
| 化学品のGHS分類 | 酸化性固体 区分3 |
| 物理化学的危険性 | 急性毒性(経口) 区分4 |
| 健康有害性 | 皮膚腐食性/刺激性 区分2 |
| | 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分2B |
| | 呼吸器感作性 区分1 |
| | 皮膚感作性 区分1 |
| | 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分2(中枢神経系)、区分3(気道刺激性) |
| | 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(呼吸器系) |
| 環境有害性 | 水生環境有害性 短期(急性) 区分3 |
| | 水生環境有害性 長期(慢性) 区分3 |
| | 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分類できない。 |
| GHSラベル要素 絵表示 |  |
| 注意喚起語 | 危険 |
| 危険有害性情報 | H272 火災助長のおそれ:酸化性物質 H302 飲み込むと有害 H315+H320 皮膚及び眼刺激 H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ H334 吸入するとアレルギー、ぜん息又は呼吸困難を起こすおそれ H335 呼吸器への刺激のおそれ H371 臓器の障害のおそれ H373 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ H412 長期継続的影響によって水生生物に有害 |
| 注意書き | 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。 |
| 安全対策 | (P210) 衣類及び可燃物から遠ざけること。(P220) 粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。(P260) 取扱い後は眼や手をよく洗うこと。(P264) この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270) 屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。(P271) 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。(P272) 環境への放出を避けること。(P273) 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280) 換気が不十分な場合、呼吸用保護具を着用すること。(P284) |
| 応急措置 | 飲み込んだ場合、気分が悪いときは医師に連絡すること。(P301+P312) |

| | |
|---------------------|--|
| | 皮膚に付着した場合、多量の水で洗うこと。(P302+P352) |
| | 吸入した場合、気分が悪いときは医師に連絡すること。(P304+P312) |
| | 吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340) |
| | 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338) |
| | ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。(P308+P311) |
| | 気分が悪いときは、医師の診察、手当てを受けること。(P314) |
| | 口をすすぐこと。(P330) |
| | 皮膚刺激又は発しんが生じた場合、医師の診察、手当てを受けること。(P333+P313) |
| | 眼の刺激が続く場合、医師の診察、手当てを受けること。(P337+P313) |
| | 呼吸に関する症状が出た場合、医師に連絡すること。(P342+P311) |
| | 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合は洗濯をすること。(P362+P364) |
| 保管 | 火災の場合、消火するために適切な消火剤を使用すること。(P370+P378) |
| | 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233) |
| 廃棄 | 施錠して保管すること。(P405) |
| | 内容物や容器を、国、都道府県又は市町村の規則に従って廃棄すること。(P501) |
| 他の危険有害性 | |
| 重要な徴候及び想定される非常事態の概要 | |

3. 組成及び成分情報

| | |
|--------------------|---|
| 化学物質・混合物の区別 | 混合物 |
| 化学名又は一般名 | ペルオキシニ硫酸アンモニウム<過硫酸アンモニウム> |
| CAS番号 | 7727-54-0 |
| 濃度又は濃度範囲 | 0.1-1%未満 |
| 化学式 | (NH ₄) ₂ S ₂ O ₈ |
| 化審法官報公示番号 | (1)-406 |
| 安衛法官報公示番号 | |
| 分類に寄与する不純物及び安定化添加物 | データなし |

以下、該当する単一成分のSDSを記載する。

4. 応急措置

| | |
|-----------------------|---|
| 吸入した場合 | 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 呼吸に関する症状が出た場合は、医師に連絡すること。 ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。 気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。 |
| 皮膚に付着した場合 | 多量の水と石鹼で洗うこと。 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。 皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当てを受けること。 |
| 眼に入った場合 | 水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 眼の刺激が持続する場合、医師の診断、手当てを受けること。 |
| 飲み込んだ場合 | 口をすすぐこと。 気分が悪い時は、医師に連絡すること。 |
| 急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状 | 吸入：咳、咽頭痛、喘鳴、息苦しさ。皮膚：発赤、灼熱感、痛み。眼：発赤、痛み。経口摂取：吐き気、下痢、嘔吐、咽頭痛。 |
| 応急措置をする者の保護 | データなし |
| 医師に対する特別な注意事項 | データなし |

5. 火災時の措置

| | |
|-------------|----------------------------------|
| 適切な消火剤 | 水噴霧、泡消火剤、粉末消火剤(水素化炭酸塩を除く)、乾燥砂類。 |
| 使ってはならない消火剤 | 炭酸ガス、水素化炭酸塩の粉末消火剤。 |
| 特有の危険有害性 | 火災によって刺激性、腐食性及び毒性のガスを発生するおそれがある。 |

| | |
|-------------------------------|--|
| 特有の消火方法 | 加熱により容器が爆発するおそれがある。 火災に巻き込まれると、燃焼を加速する。 加熱されたり、火災に巻き込まれると、爆発的に分解するおそれがある。 危険でなければ火災区域から容器を移動する。 水が十分に供給されないときは蒸気濃度を低下させるだけにする。 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。 |
| 消火を行う者の保護 | 容器が熱に晒されているときは、移動させない。 適切な空気呼吸器、防護服(耐熱性)を着用する。 |
| 6. 漏出時の措置 | |
| 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 | 作業者は適切な保護具(「8. ばく露防止及び保護措置」の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。 密閉された場所に立入る前に換気する。 漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。 |
| 環境に対する注意事項 封じ込め及び浄化の方法及び機材 | 環境中に放出してはならない。 漏洩物を掃き集めて密閉できる空容器に回収し、後で廃棄処理する。 |
| 二次災害の防止策 | 水で湿らせ、空気中のダストを減らし分散を防ぐ。 プラスチックシートで覆いをし、散乱を防ぐ。 |
| 7. 取扱い及び保管上の注意 | |
| 取扱い | |
| 技術的対策 | 「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。 |
| 安全取扱注意事項 | 熱から遠ざけること。 可燃物との混合を回避するために予防策を取ること。 眼、皮膚との接触を避けること。 粉じん、ヒューム、蒸気、スプレーを吸入しないこと。 飲み込まないこと。 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。 |
| 接触回避 衛生対策 | 「10. 安定性及び反応性」を参照。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 取扱い後はよく眼と手を洗うこと。 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。 |
| 保管 | |
| 安全な保管条件 | 容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。 可燃性物質から離しておく。 施錠して保管すること。 |
| 安全な容器包装材料 | 国連輸送法規で規定されている容器を使用する。 |
| 8. ばく露防止及び保護措置 | |
| 管理濃度 | 未設定 |
| 許容濃度(産衛学会) | 未設定 |
| 許容濃度(ACGIH) | TWA 0.1mg/m ³ |
| 設備対策 | 取り扱いの場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設ける。 作業場には全体換気装置、局所排気装置を設置すること。 |
| 保護具 | |
| 呼吸用保護具 | 適切な呼吸器保護具を着用すること。 |
| 手の保護具 | 適切な保護手袋を着用すること。 |
| 眼、顔面の保護具 | 適切な保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)を着用すること。 |
| 皮膚及び身体の保護具 | 適切な保護衣を着用すること。 |
| 9. 物理的及び化学的性質 | |
| 物理状態 | 固体 |
| 色 | 無色～白色 |
| 臭い | データなし |
| 融点/凝固点 | 120℃ |
| 沸点又は初留点及び沸騰範囲 | データなし |

| | | |
|-----------------------|-------|------|
| 可燃性 | 不燃性 | |
| 爆発下限界及び上限界／可燃限界 | データなし | |
| 引火点 | データなし | |
| 自然発火点 | データなし | |
| 分解温度 | 120℃ | |
| pH | データなし | |
| 動粘性率 | データなし | |
| 溶解度 | 水に易溶 | |
| n-オクタノール／水分配係数 (log値) | データなし | |
| 蒸気圧 | データなし | |
| 密度及び／又は相対密度 | | 1.98 |
| 相対ガス密度 | データなし | |
| 粒子特性 | データなし | |

10. 安定性及び反応性

| | |
|--------------------------|--|
| 反応性 | 強力な酸化剤であり、可燃性物質や還元性物質と反応する。 |
| 化学的安定性 | 法規制に従った保管及び取扱においては安定と考えられる。 |
| 危険有害反応可能性 | 加熱すると分解し、有毒で腐食性のヒューム(アンモニア、窒素酸化物、硫黄酸化物など)を生じる。 火災に巻き込まれると、燃焼を加速する。 加熱されたり、不純物が混入すると、爆発するおそれがある。 可燃物(木、紙、布等)を発火させるおそれがある。 水溶液は弱酸性で、溶液中で容易に遊離ラジカルを生成し、強力な酸化作用を示す。 溶液中の場合、鉄、アルミニウム粉末、銀塩と激しく反応する。 |
| 避けるべき条件 | 加熱、不純物の混入、可燃物との接触。 |
| 混触危険物質 | 可燃物(木、紙、油、布等)、可燃性物質や還元性物質、金属粉末、強塩基、溶液中の場合に鉄・アルミニウム粉末・銀塩。 |
| 使用、保管、加熱の結果生じる危険有害な分解生成物 | 有毒で腐食性のヒューム(アンモニア、窒素酸化物、硫黄酸化物など)。 |
| その他 | |

11. 有害性情報

| | |
|------------------|--|
| 急性毒性 | |
| 経口 | ラットの経口投与試験(OECDTG401、GLP)のLD50 = 495mg/kg(雌)(SIDS(2005)、NICNAS(2001)、IUCLID(2000))から区分4とした。 なお、EU分類はXn;R22(EU-AnnexI)であり、区分3-4に相当する。 |
| 経皮 | ラットの経皮投与試験(OECDTG402、GLP)のLD50 = >2,000mg/kg(SIDS(2005)、NICNAS(2001)、IUCLID(2000))から区分外とした。 |
| 吸入(粉じん、ミスト) | ラットの4時間吸入ばく露試験(OECDTG403、GLP)のLC50 = >2.95mg/L(SIDS(2005)、NICNAS(2001)、IUCLID(2000))である。固体より、粉じん基準を適用すると、区分を特定できないので分類できない。 |
| 皮膚腐食性／刺激性 | 動物については、非希釈液をウサギに塗布した4時間皮膚刺激性／腐食性試験(OECDTG404、GLP)で、紅斑/浮腫の平均スコア値は0(SIDS(2005))、24時間以内に消失する浮腫がみられた(NICNAS(2001))旨の記述がある。ヒトについては、本物質の5%水溶液を適用したパッチテスト、本物質の17.5%水溶液を4時間適用した試験でいずれも刺激性あり(SIDS(2005))の旨の記述がある。SIDS(2005)は結論として、ウサギについてはslightly irritatingとしているが、ヒトについては本物質の5%以上の水溶液でcan cause skin irritationと記述している。以上より区分2とし なお、EU分類はXi;R36/37/38(EU-AnnexI)であり、区分2-3に相当する。 |
| 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 | 動物については、ウサギのDraize試験(OECDTG405、GLP)で、適用後48時間の間は結膜炎の症状がslight to mildで認められた(SIDS(2005))旨の記述がある。また、同じ試験で、結膜炎及び虹彩炎がslight to mildで認められた試験結果より、文献の著者は眼刺激性であると結論している(NICNAS(2001))旨の記述もある。以上より区分2Bとした。 なお、EU分類はXi;R36/37/38(EU-AnnexI)であり、区分2に相当する。 |

| | |
|-----------------|---|
| 呼吸器感作性 | <p>ヒトについては、In vivo免疫学的試験（皮膚プリック試験）で製造工場従業員の52人中3人が本物質のみに陽性、2人が類縁物質のペルオキシニ硫酸ジカリウム（CAS: 7727-21-1、以降ジカリウム塩と記述する）のみに陽性、3人が本物質とジカリウム塩両方に陽性であった。陽性結果と肺機能のわずかな低下には相関傾向がみられた（SIDS（2005））旨の記述がある。また、SIDS（2005）では、美容師に職業性喘息の報告もあり、ヒトでの試験報告は、本物質が職業ばく露で呼吸器感作性物質であることを示すと結論している。以上より、区分1とした。</p> <p>なお、EU分類はXi;R42/43（EU-AnnexI）であり、区分1に相当する。また、ドイツMAKリストの表示はSah（ACGIH-TLV/BEI（2005））である。</p> |
| 皮膚感作性 | <p>動物については、モルモット20匹を用いたmaximization試験（OECD TG406）で、経皮では陰性ではあるが、皮下では20匹とも陽性なので疑わしい（SIDS（2005））旨の記述がある。ヒトについては、パッチテストで美容師の49人中12人が陽性であった（SIDS（2005））旨の記述があり、美容師に職業ばく露として、湿疹、皮膚病、吹き出物がみられた（SIDS（2005））、アレルギー性皮膚炎がみられた（NICNAS（2001））旨の記述があり、SIDS（2005）はヒトでの試験報告は、本物質が職業ばく露で皮膚感作性物質であることを示すと結論している。以上より、区分1とした。</p> <p>なお、EU分類はXi;R42/43（EU-AnnexI）であり、区分1に相当する。また、ドイツMAKリストの表示はSah（ACGIH-TLV/BEI（2005））である。</p> |
| 生殖細胞変異原性 | <p>in vitroの変異原性試験（チャイニーズハムスター線維芽細胞を用いた染色体異常試験、ネズミチフス菌と大腸菌を用いたAmes試験）でそれぞれ陰性（SIDS（2005）、NICNAS（2001））との記述があるが、In vivo試験のデータがないので分類できない。</p> <p>なお、類縁物質であるペルオキシニ硫酸ジナトリウム（CAS: 7775-27-1）では、In vivoの変異原性試験（マウス赤血球を用いた小核試験）、In vivoの遺伝毒性試験（ラット肝細胞を用いたUDS試験）でそれぞれ陰性（SIDS（2005）、NICNAS（2001））との記述がある。</p> |
| 発がん性 | <p>主要な国際的評価機関による評価がなされておらず、データが不足しているため分類できない。</p> <p>なお、雌マウスの51週間経皮投与試験について本物質には皮膚がんプロモーター活性はない（SIDS（2005））旨の記述と、本物質に起因する皮膚がん形成のデータはあるが、試験群の規模が小さく、投与方法がガイドラインに沿ったものではないため、最終的な結論を下すことはできない（NICNAS（2001））旨の記述がある。</p> |
| 生殖毒性 | <p>ラットの生殖／発生毒性スクリーニング試験（OECD TG421、GLP）において、最高用量である250mg/kgまで受精能、受精率、胎児異常、胎児生存率、精子形成、精子形成周期に影響はみられなかった（SIDS（2005））旨の記述がある。しかし、この試験では兎動物の催奇形性のデータが不十分である。他の試験データもないため、分類できない。</p> |
| 特定標的臓器毒性（単回ばく露） | <p>ラットの単回経口投与試験（OECD TG401、GLP）で、振戦、流涎、流涙、蒼白、自発運動の低下、運動失調が認められた。これらの症状は、生存動物においては5日以内に回復した（SIDS（2005））旨の記述がある。この影響は区分2のガイダンス値の範囲内でみられた。また、ラットの4時間吸入ばく露試験（GLP）で、呼吸困難がみられた（SIDS（2005））旨の記述がある。結論として、本物質は職業ばく露で気道刺激性であることを示す（SIDS（2005））旨の記述もある。以上より、区分2（中枢神経系）、区分3（気道刺激性）とした。</p> <p>なお、ICSC（2001）には、短期ばく露の影響で気道を刺激する。粉じんを吸入すると、喘息様反応を引き起こすことがある旨の記述がある。</p> |
| 特定標的臓器毒性（反復ばく露） | <p>動物については、ラットの13週間吸入ばく露試験（OECD TG413、GLP）において、区分1のガイダンス値の範囲内で、雌でラ音の増加、呼吸数の増加（SIDS（2005））が、区分2のガイダンス値の範囲内で、雌でヘモグロビン値及びヘマトクリット値の増加、気管の炎症、雄雌でラ音の増加、呼吸数の増加、体重減少、体重増加抑制、摂餌量の減少、肺の絶対及び相対重量の増加、脳の相対重量の増加、気管支の炎症、気管支内の過度の粘液分泌、重大な症状として肺胞組織球症（SIDS（2005））がみられた旨の記述がある。以上より、区分2（呼吸器系）とした。</p> |

誤えん有害性
 なお、ICSC(2001)には、長期又は反復ばく露の影響で反復又は長期の吸入により、喘息を引き起こす旨の記述がある。
 データがないので分類できない。

12. 環境影響情報

| | |
|----------------|---|
| 水生環境有害性 短期(急性) | 魚類(ニジマス)96時間LC50 = 76.3mg/L(OECD SIDS(2005))であることから、区分3とした。 |
| 水生環境有害性 長期(慢性) | 慢性毒性データを用いた場合、無機化合物につき環境中動態が不明であるが、藻類(ムレミカツキモ)の72時間NOEC(バイオマス) = 39.2mg/L(OECD SIDS(2005))であることから、区分外となる。 慢性毒性データが得られていない栄養段階に対して急性毒性データを用いた場合、無機化合物につき環境中動態が不明であるが、魚類(ニジマス)96時間LC50 = 76.3mg/L(OECD SIDS(2005))であることから、区分3となる。以上の結果から、区分3とした。 |
| 生態毒性 | データなし |
| 残留性・分解性 | データなし |
| 生体蓄積性 | データなし |
| 土壤中の移動性 | データなし |
| オゾン層への有害性 | データなし |

13. 廃棄上の注意

| | |
|----------|---|
| 残余廃棄物 | 本品を廃棄する際には、国、都道府県並びにその地方の法規、条例に従うこと。廃棄処理中に危険が及ばないように十分注意すること。 |
| 汚染容器及び包装 | 関連法規制ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。 |

14. 輸送上の注意

| | |
|--|----------------------|
| 国際規制 | |
| 海上規制情報 | IMOの規定に従う。 |
| UN No. | 1444 |
| Proper Shipping Name | AMMONIUM PERSULPHATE |
| Class | 5.1 |
| Sub Risk | |
| Packing Group | III |
| Marine Pollutant | Not Applicable |
| Transport in bulk according to MARPOL 73/78, Annex II, and the IBC code. | Not Applicable |
| 航空規制情報 | |
| UN No. | 1444 |
| Proper Shipping Name | AMMONIUM PERSULPHATE |
| Class | 5.1 |
| Sub Risk | |
| Packing Group | III |
| 国内規制 | |
| 陸上規制情報 | 該当しない。 |
| 海上規制情報 | 船舶安全法の規定に従う。 |
| 国連番号 | 1444 |
| 品名 | 過硫酸アンモニウム |
| 国連分類 | 5.1 |
| 副次危険 | |
| 容器等級 | III |
| 海洋汚染物質 | 非該当 |
| MARPOL 73/78 附属書II 及び IBCコードによるばら積み輸送される液体物質 | 非該当 |
| 航空規制情報 | 航空法の規定に従う。 |
| 国連番号 | 1444 |
| 品名 | 過硫酸アンモニウム |

| | |
|-------------|-----|
| 国連分類 | 5.1 |
| 副次危険等級 | III |
| 特別の安全対策 | |
| 緊急時応急措置指針番号 | 140 |

15. 適用法令

| | |
|--------------------------|---|
| 化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法) | <p>第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)【445 ペルオキシ二硫酸の水溶性塩】 ペルオキシ二硫酸アンモニウム 含有する製品は、第1種指定化学物質質量の割合が1質量%以上であって、次の各号のいずれにも該当しないもの。(施行令第5条) 1 事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品 2 第1種指定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品 3 主として一般消費者の生活の用に供される製品 4 資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する再生資源</p> |
| 労働安全衛生法 | <p>名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第1号～第2号別表第9)【第527号 ペルオキシ二硫酸アンモニウム】 ペルオキシ二硫酸アンモニウム<過硫酸アンモニウム> 含有する製剤その他の物。ただし、含有量が0.1重量%未満のものを除く。(施行令第18条の2第2号、安衛則第34条の2別表第2)</p> <p>名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号～第2号別表第9)【第527号 ペルオキシ二硫酸アンモニウム】 ペルオキシ二硫酸アンモニウム<過硫酸アンモニウム> 含有する製剤その他の物。ただし、含有量が1重量%未満のものを除く。また、運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物(次の各号のいずれかに該当するものを除く。)を除く。 1号 令別表第1に掲げる危険物 2号 危険物以外の可燃性の物等爆発又は火災の原因となるおそれのある物 3号 酸化カルシウム、水酸化ナトリウム等を含有する製剤その他の物であつて皮膚に対して腐食の危険を生ずるもの(施行令第18条第2号、安衛則第30条別表第2)</p> <p>皮膚等障害化学物質等・皮膚刺激性有害物質(安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・5該当物質の一覧)【ペルオキシ二硫酸アンモニウム】 ペルオキシ二硫酸アンモニウム<過硫酸アンモニウム> 化学物質又は化学物質を含有する製剤(安衛則第594条の2)。含有量が1重量%未満のものを除く。特化則等の特別規則において、皮膚又は眼の障害等を防止するために不浸透性の保護衣等の使用が義務付けられているものを除く。</p> <p>危険物・酸化性の物(施行令別表第1第3号)【3の3 その他の無機過酸化物】 ペルオキシ二硫酸アンモニウム<過硫酸アンモニウム></p> |
| 大気汚染防止法 | <p>有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中央環境審議会第9次答申)【209 ペルオキシ二硫酸の水溶性塩】 排気</p> |
| 水質汚濁防止法 | <p>有害物質(法第2条、施行令第2条、排水基準を定める省令第1条)【26 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物】</p> |

| | |
|-------|---|
| 航空法 | 酸化性物質類・酸化性物質(施行規則第194条危険物告示別表第1)【国連番号】1444 過硫酸アンモニウム】 |
| 船舶安全法 | 酸化性物質類・酸化性物質(危規則第3条危険物告示別表第1)【国連番号】1444 過硫酸アンモニウム】 |
| 労働基準法 | 疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)【ペルオキシ二硫酸アンモニウム】 |

16. その他の情報

| | |
|------|--|
| 参考文献 | 経済産業省 事業者向けGHS分類ガイダンス 日本ケミカルデータベース ezCRIC+ 安全衛生情報センター GHS対応モデルSDS |
| その他 | ◆危険・有害性の評価は必ずしも十分でないので、取扱いには十分注意して下さい。 ◆本データシートは情報を提供するもので、記載内容を保証するものではありません。 ◆表記の試験研究用試薬以外に本データシートを適用しないで下さい。 ◆輸送中、保管中、廃棄後も含めて、内容物や容器が、製品知識を有しない者の手に触れぬよう、厳重に注意して下さい。 |